

大和市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第58号

大和市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則の一部を改正する規則

大和市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則（平成20年大和市規則第76号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市中国残留邦人等に対する支援給付事務等取扱細則

第1条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則」に改める。

第2条第2項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、同条に次の1項を加える。

3 前2項（前項第5号及び第6号を除く。）の規定は、配偶者支援金の支給を受けている者（以下「受給者」という。）について準用する。

第4条第3項第1号を次のように改める。

（1）給与証明書

第5条中「支援給付決定通知書又は支援給付申請却下通知書」を「支援給付等決定通知書、支援給付申請却下通知書又は配偶者支援金申請却下通知書」に改める。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条の見出し中「支援給付金品」の次に「又は配偶者支援金」を加え、同条第1項中「場合」の次に「又は配偶者支援金を支給する場合」を、「当該被支援者等」の次に「又は受給者」を加え、「支援給付決定通知書」を「支援給付等決定通知書」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（扶養照会書）

第7条 法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要支援者の扶養義務者に対

し、扶養義務の履行について照会する場合は、扶養照会書によるものとする。

2 法第24条第8項に規定する書面は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務者への通知についてとする。

3 法第28条第2項の規定により扶養義務者に対し報告を求める場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等の規定に基づく報告について（依頼）によるものとする。

別表中「第11条関係」を「第12条関係」に改め、同表中第12号様式の項から第27号様式の項までを削り、同表に次のように加える。

第12号様式	給付意見書発行簿	第2条
第13号様式	支援給付申請書	第4条
第14号様式	支援給付変更申請書（傷病届）	第4条
第15号様式	通院申請書	第4条
第16号様式	葬祭支援給付申請書	第4条
第17号様式	給与証明書	第4条
第18号様式	生業計画書	第4条
第19号様式	住宅補修計画書	第4条
第20号様式	支援給付等決定通知書	第5条及び第9条
第21号様式	支援給付申請却下通知書	第5条
第22号様式	配偶者支援金申請却下通知書	第5条
第23号様式	検診命令書	第6条
第24号様式	検診書	第6条
第25号様式	検診料請求書	第6条
第26号様式	扶養照会書	第7条
第27号様式	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務者への通知について	第7条
第28号様式	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等の規定に基づく報告について（依頼）	第7条
第29号様式	審査再審査請求書	第10条

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。